年　　　　月　　　　日

過半数労働者代表

□□□□　様

 (社名)

 (役職・氏名)

派遣可能期間の延長についての意見聴取に係る通知書

下記事業所における「派遣労働者の役務の提供を受けることができる期間」の延長について、労働者派遣法第40条の2第4項により、下記のとおり意見を求めます。

記

１．   労働者派遣の役務の提供を受ける事業所

２．    延長しようとする期間

　　　　　　　　　　/　　　　　/　　　　　　～　　　　　　/　　　　　/

３．   当事業所における派遣労働者の受入れ状況

　　　　　　　/　　　　　/　　　　　　～　　　　　　/　　　　　/　　　　　　までの状況　　（　以下　・別紙　）の通りとする

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 受入部署（事業所・組織単位等） | 派遣労働者の受入期間 | 派遣労働者数の推移 | 正社員数の推移 |
|  | /　　　　/　　　　～　　　　/　　　　//　　　　/　　　　～　　　　/　　　　//　　　　/　　　　～　　　　/　　　　/ | 名名名 | 名名名 |
|  | /　　　　/　　　　～　　　　/　　　　//　　　　/　　　　～　　　　/　　　　//　　　　/　　　　～　　　　/　　　　/ | 名名名 | 名名名 |

４．    回答期日

本通知に対する意見については、　　　　　　/　　　　　/　　　　　までに当職あて提出願います。

年　　　　月　　　　日

 (社名)

 (役職・氏名)　○○○○　様

過半数労働者代表

□□□□

意　　　見　　　書

　　　　/　　　　/　　　　付け、「派遣可能期間の延長についての意見聴取に係る通知書」により求められた意見については、以下のとおりです。

□ 派遣可能期間の延長については異議がありません。

□　派遣可能期間の延長については異議があります。

理由

※本内容は事業所内労働者へ周知する

※本紙は、延長前の派遣受入期間制限に抵触する日から3年間保存

**（説明）** 　　　　　　年　　　　月　　　　日①

過半数労働者代表　←労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合

□□□□　様　　　　　　　ない場合は、労働者の過半数を代表する方

 (社名)　←派遣先責任者を記入することが多い

 (役職・氏名)　または会社の代表や人事

派遣可能期間の延長についての意見聴取に係る通知書

下記事業所における「派遣労働者の役務の提供を受けることができる期間」の延長について、労働者派遣法第40条の2第4項により、下記のとおり意見を求めます。

記

１．   労働者派遣の役務の提供を受ける事業所

　　　事業所名は、抵触日通知書や契約書の記載と一致すること

２．    延長しようとする期間

　　　　　　　　　　/　　　　　/　　　　　　～　　　　　　/　　　　　/　　　　　　終了日は抵触日の前日になるように

３．   当事業所における派遣労働者の受入れ状況

　　　　　　　/　　　　　/　　　　　　～　　　　　　/　　　　　/　　　　　　までの状況　　（　以下　・別紙　）の通りとする

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 受入部署（事業所・組織単位等） | 派遣労働者の受入期間 | 派遣労働者数の推移 | 正社員数の推移 |
|  | /　　　　/　　　　～　　　　/　　　　/※労働者代表へ説明する受入れ状況について業務ごとに分けて記載しない場合は、期間は事業所または組織単位などでまとめて上記３の通り、という表記も可※ただし、労働者代表から部門ごと、派遣労働者ごとの受入れ期間等の情報提供に関する要望があった場合に対応することが望ましいとされている。※情報提供資料については、項目や書式などは法令等で決まりはない。/　　　　/　　　　～　　　　/　　　　//　　　　/　　　　～　　　　/　　　　/ | 名名名 | 名名名 |
|  | /　　　　/　　　　～　　　　/　　　　//　　　　/　　　　～　　　　/　　　　//　　　　/　　　　～　　　　/　　　　/ | 名名名 | 名名名 |

４．    回答期日

本通知に対する意見については、　　　　　　/　　　　　/　　　　　までに当職あて提出願います。

 年　　　　月　　　　日

 (社名)　 　　　　　※意見聴取期間は抵触日の1ヶ月前までと規定されているため、日付（回答日）が、抵触日の1ヶ月以前でなければならない

 (役職・氏名)　○○○○　様　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　①との間は十分な考慮期間が設けられていること(1ヶ月以上が妥当)

過半数労働者代表

□□□□

意　　　見　　　書

　　　/　　　　/　　　①付け、「派遣可能期間の延長についての意見聴取に係る通知書」により求められた意見については、以下のとおりです。

□ 派遣可能期間の延長については異議がありません。

□　派遣可能期間の延長については異議があります。

理由

　　　　　過半数組合等から、期間が適当でない旨の意見を受けた場合は、派遣先の考え方を説明する、意見を勘案して

再検討を加える等により、過半数組合等の意見を十分に尊重するよう努めなければならない。

※本内容は事業所内労働者へ周知する

※本紙は、延長前の派遣受入期間制限に抵触する日から3年間保存